

平成30年度木更津市市民活動支援センター運営協議会第3回協議会 議事録

○開催日時：平成31年2月7日（木）午後3時から午後4時30分まで

○開催場所：木更津市市民活動支援センター

○出席者氏名

協議会委員：白石哲也、湯谷賢太郎、平野秀樹、川口正彦、鶴岡英樹
丸尾進三郎、長谷川圭亮、加納基成、
池田博和、佐藤恵美子

指定管理者：川出信治、江澤茂典、齋藤和、佐々木豊、菊田美智代

木更津市：地曳文利、石井彰一、大岩房之、北見寛之、日比谷忍

【市民活動支援課：石井課長】

それではただ今より、平成30年度木更津市市民活動支援センター運営協議会第3回協議会を開催させていただきます。開会に際しまして、市民部長の地曳よりご挨拶をさせていただきます。地曳部長よりお願いいたします。

— 地曳部長挨拶 —

【市民活動支援課：石井課長】

ありがとうございました。続きまして、市民活動支援センター運営協議会の会長でございます、白石会長よりご挨拶をお願いいたします。

— 白石会長挨拶 —

【市民活動支援課：石井課長】

ありがとうございました。以後の進行は木更津市市民活動支援センター管理運営規則第17条に基づき、白石会長に議長をお願いいたします。

【白石会長】

では、議事に移らせて頂きます。議題1の市民活動支援センターの登録等審査基準の説明を事務局よりお願いいたします。

【市民活動支援課：北見主任主事】

市民活動支援センターの審査基準等について、事務局である市民活動支援課よりご説明させていただきます。

昨年6月に市の監査を受け、市民活動支援センターにおける団体の登録許可において審査基準がないという指摘を受け、委員の皆さまからの意見を頂戴し資料1のとおり審査基準の素案を作成いたしました。

こちらの素案については、市の法規を担当する総務課に確認を受けておりますので、審査基準としては既に完成をしております。ただ、監査からは、市民活動の定義について少しあいまいであることから、その審査基準を作成してはどうかという意見がありました。

そこで、2ページ目以降の審査基準については、団体登録をした団体が行うものなので、1ページ目の団体登録の審査基準を作成し、その基準を通過する団体であればある程度の活動を行えると考えております。

そのなかで、1ページ目の団体登録の基準については木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例、木更津市市民活動支援センター管理運営規則に市民活動についての記載がありますので、抜粋させていただいております。

木更津市市民活動支援センター管理運営規則第4条第8号に「その他センターの管理運営上支障があるおそれがあるもの」という記述がありますが、審査基準ではこれに市民活動として相応しくないものの欠格事由を追加させていただき、市民活動を制限するのではなく、相応しくないものを外していくという方向にしたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

【白石会長】

今の説明のなかで、「その他センターの管理運営上支障があるおそれがあるもの」という記述があり、審査基準では市民活動として相応しくないものを追加していくと説明がありましたが、どのようなものを想定しているか補足していただけますか。

【市民活動支援課：北見主任主事】

例えば、市民活動支援センターではもともと営利活動はできないのですが、営利活動になるおそれのある団体から、昨年に登録申請がありましたので追記を検討しても良いかと思えます。

ただ、「その他センターの管理運営上支障があるおそれがあるもの」というものが、市としてもどこまで制限を掛けて良いのか難しく感じています。その点について、皆さま方からご意見を頂戴したいと思っております。

【白石会長】

事務局からの説明がありましたが、皆さまいかがでしょうか。

具体的なケースを考えるのは難しいと思いますが、平野委員、市民総合福祉会館ではいかがでしょうか。

【平野委員】

市民総合福祉会館でもここまで明記しているものはなく、前回は話をしたとおり、活動内容を見て判断しています。

【白石会長】

分かりました。

他に何か意見はありますか。

【川口委員】

例えば私たちが現在行っている「ふまねっと」という活動は完全にボランティアで参加費等のお金はもらっていませんが、同じような活動でも講師になるために費用をかけて、参加者から会費をとるような活動もあります。そのような団体を営利と見るのか、市民活動団体として認めるのかという問題があると思います。具体的な例だと、ヨガ教室で参加者から会費を集めて実施しているものなどが挙げられると思います。

【丸尾委員】

営利と非営利の境を決めるのは難しい。

【湯谷委員】

前回は話に出たが、例で挙げたヨガ教室でも教室では参加費を取っていても、このような場で普及を目的として無料で行っているものであれば良いと思いますが、それが教室に呼ぶために行っているのか、本当に普及のために実施しているのか判断するのは難しいと思います。

【長谷川委員】

営利・非営利の判断も難しいですが、私は木更津市市民活動支援センター管理運営規則第4条第4号に記載されている政治活動についても判断が難しいと思います。

政治活動では、市議会議員の方が個人的にボランティア・市民活動を行っている場合、市民活動ではあるが市民の方と接点を持ち仕事に繋がる部分もあるか

と思いますので、そのような意味で線引きが難しい。

【白石会長】

ありがとうございます。

他に意見はありますか。

【加納委員】

欠格事項に関しては、NPO 法のなかで収益活動をしてよいことになっている。

営利性があるかというのは哲学的な部分で、誰かが判断するものではないというのが NPO 法の良いところだと思います。公益活動であるということを市民が決められるという上位の法律があるので、市民活動支援センターの欠格事項についても、基本的に NPO 法に沿いつつ、できればより柔軟にした方が良いでしょう。

むしろ、私が欠格事項以上に気になっているのは市民活動の定義の方で、主たる事務所を市内に置くということを、市民活動の定義に置いてしまうと市民サービスのための市民活動になってしまう。木更津市の課題を解決しようとしても、事務所が木更津市にないと活動できない。NPO 法だと主たる事務所というのは1つしか置けないので、木更津市に資本投入をして事務所を作らなければ木更津市での活動が制限されてしまう。「主たる事務所」ではなく「活動場所を市内に有し」等の記載であれば近隣の NPO 団体も木更津市で活動できるが、主たる事務所を置くとなると NPO 団体にとってはハードルが上がってしまう。

市民活動支援センターは地域の課題解決をすることが目的なので、より多くの良い団体に入ってもらうことが大切であると思う。

木更津市民であるということは市の課題解決をするということに関しては関係がないので、その部分を検討していかなければ将来的に頭打ちになってしまうと思います。

【白石会長】

今の意見に関して、「主たる」という文言を削ることは可能ですか。

【市民活動支援課：大岩主幹】

現在のところは考えておりません。

センターは市税で賄われているため、市民の方に利用していただくことが望ましい。

しかし、頭打ちが問題になるときがいずれ来ると思うので、その際には議論の対象にしたいと思います。

【川口委員】

例えば、母体組織の支部として事務所を木更津市に置いている場合は認められるか。

【市民活動支援課：大岩主幹】

それは認められる。

【加納委員】

先ほどの収益事業を行っている NPO 法人を考えた場合、NPO の法人登記をするときに、木更津市に事務所を設定するとなると収益を行っている団体は、法人市民税が発生してしまうので、社会貢献とコストのバランスを考えると、活動をしなないということも考えられる。また他市で活動をしている団体がある程度の成果を挙げ、近隣市に活動の場を移そうと考えた時に制約になるのではないかと思います。

【白石会長】

先ほど川口委員の話にも支部の所在があれば良いと話があったが、市の入札も同じですか。

【市民活動支援課：大岩主幹】

入札ですと指名順位等があり、単純ではありませんが、市内業者かそうではないか等を考慮しながら実施しています。

市民活動支援センターの団体登録や市民活動の定義等については、今後、条例の変更をする可能性もあるので機会を見ながら、委員の皆さまや指定管理者と協議し、検討していくべきかと思いますが、今すぐに変更していくというのは難しいです。

【白石会長】

分かりました。

昔のボランティア活動は営利はだめだという認識があったが、日当であったり、活動資金を得るためにコーヒーなどを売って収益を得ているところもある。厳密に言えば営利だと言われればおかしいと思いますがどうお考えですか。

【市民活動支援課：大岩主幹】

市民活動団体等が事業を実施する際に発生する印刷費などの実費弁償部分であれば市民活動支援センターや公民館でも許可しているところではありますが、

実費弁償の適正額というのはケースごとによって異なりますので、指定管理者等と協議をしながら判断していきたいところであります。

話が戻りますが、木更津市市民活動支援センター管理運営規則第4条第8号の「その他センターの管理運営上支障があるおそれがあるもの」について、暴力団について明記されている部分は良いのですが、暴力団までは達していないが、なり得る団体が同条第1号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの」に当たらなかった場合などを考慮して設けています。しかし、基本的には同条第1号から第7号までで対応することを考えております。

また営利・非営利に関しては、指定管理者に団体から申請が来た際に、活動内容、経費、参加費等の聞き取りを行ってもらい適正であるか確認できるようなシステムを取っています。

【白石会長】

分かりました。

他に何かありますか。

【湯谷委員】

市民活動を見る際に、センターで何かポリシーを持っていますか。

例えば、市民活動のなかには特定の思想や活動、また何か施設を作るといったことに対する反対意見を持った方たちもいるため、利害の衝突が生じることがあります。そういった団体が申請してきたときに利害が衝突しあう団体を、市民活動だからといってすべて認めるのか、それともセンターのポリシーで認めないという選択肢があるのか問いたい。

【白石会長】

加納委員は今の意見にどう考えますか。

【加納委員】

市の政策と異なったビジョンを持つ市民活動団体は少なくない。市民が描く理想の市の姿と、実際の市の姿との差が地域の抱える課題です。その課題が地域で共有できるかは別として、解決しようと集まった市民活動団体が持っているビジョンが全体から見て小数派なのかそうではないかは誰かが決めることではないと思います。従って市民活動支援センターがそれを決めるのは違うと思っていて、それを皆で話し合う場が市民活動支援センターであると思います。話し合うことで、自分のビジョンが違ったなどを考えていくのが市民社会であり、誰かが正解を持っているわけではありません。従って先ほどの欠格事項もそうで

すが、なるべく誰かが決めるということは排除して、市民で決めていくというのが正しいのかなと思います。

【白石会長】

このような団体から申請があった際には、その活動の目的や内容を聞き取ってもらって、協議会で検討した上で決定するという形が適当だと思うのですが、欠格事由を含めていますぐ規則上で規定するのではなく、協議会で話し合っ決めてもらうようにするのはいかがでしょうか。

【市民活動支援課：大岩主幹】

木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例の条文中に運営協議会について、いま仰られた部分も入っておりますので、今後どのような案件が出てくるかは定かではありませんが、疑義がありましたら開催依頼をいただくなどして議論いただければと思っております。

【三幸株式会社：江澤氏】

今後、疑義が生じた際に皆さまに検討していただけるというのは、実際に申請を受ける立場として、ありがたく感じております。現在も、疑義があった場合は市民活動支援課と相談を重ねつつ判断をしてきたわけではありますが、団体登録を許可しないということは、活動自体をなくしてしまうことに繋がりがねないため、大変重大な責任を負っています。今までもできる限りの活動をできるように努めてきましたが、今後は皆さま方の意見をお伺いできると大変心強く思います。

【白石会長】

それでは今後はその様な形を取っていくようにしていただきたいと思います。
続きまして、2つ目の議事である「平成31年度事業計画について」指定管理者よりご説明をお願いします。

【三幸株式会社：江澤氏】

資料2の「1. 平成31年度目標」にあります、【団体と団体をつなぐ】の具体的な活動につきましては、団体交流会による団体同士のマッチングはもちろんのこと、各種イベントへ協力し、センターで情報収集や情報発信をしていきます。また団体が施設を利用する際は、他団体との交流を図れるような支援をしていきます。平成30年度でいうと、木更津イルカ計画とみなとまちなかFriendShipが運営協力してイベントを実施したほか、ピンクシャツつなげ隊の

「まるごみ」という活動に木更津みなとまちなかワークショップが協力するなど、それまでコラボすることがなかった団体の交流が生まれています。

また、こども食堂については、南清小学校の生徒が作ったお米の提供を受けたり、企業からも寄附をいただいています。企業も市民活動に目を向けていて、どのように支援をしていったらいいのかと考えておりますので、センターでマッチングできたらと思っています。

続いて「2. 平成31年度数値目標」(1) 来館者数についてですが、平成30年12月末現在で約23,000人の方に利用していただいております、来年度の目標は25,000人としています。現在の利用者の内訳ですが、中学生・高校生・大学生等の学生が多く利用していますが、勉強を目的として来館している学生にはスパークルシティ6階中央公民館前にある学習スペースに移動してもらい、センターは市民活動を目的としている方に利用してもらいたいと思っています。その点を含め目標数値は少し低く見積もっています。

今年度も広報活動が続けていきますが、(2) 相談件数の説明の中にもありますとおり、今後月に一回、広報活動相談会の開催を考えています。団体の中には良い活動をして人も集まらないという団体が多く見受けられます。その理由には、情報の透明性がなかったり、団体の代表の顔が見えないため怖いなどといった原因があり、団体に入っていくやすいような環境を作る必要があると思います。その点をセンターとして、ホームページやフェイスブックなどのSNSを活用しながら、相談を受けさせていただくことで集客に繋がると考えております。

続いて(2) 相談件数ですが、平成29年度の実績が約90件、平成30年度は12月末現在で283件、その内訳で1番多いのは施設利用についてで、2番目が運営相談でした。今後は、先にも話しましたが市民活動を目的に活動している方の支援、相談に従事していきたいと思います。また、新規登録団体につきましては、細かい審査基準も諮られています、今年度中に100団体に達する見込みとなっています。ただ、新規登録団体を増やすと共に既存の登録団体の代表者の高齢化が進み団体を存続できず、他の団体に吸収されてしまうといった話もありますので、既存の団体を良いものにしていくことなどを含め、年間登録団体数を15団体に設定させていただきました。

続きまして会議室の利用件数につきまして、31年度の目標が年間750件、本年度の12月末現在までの利用件数が680件となっています。

この750件という数字は、現在会議室の年間利用率が約40パーセント前半なのですが、これを50パーセントにすることを平成31年度の目標として設定させていただきました。

続いて自主事業についてですが、平成30年度からの変更点は、6番のpaste

ルアート及び4番のパラリンピック推進講座を追加させていただきました。やはり、2020年に向けてオリンピック・パラリンピックと関わる機会が増えてくると思いますので、それを推進していけるような事業を考え、身近に感じてもらえるようにしたいと思います。

パステルアートについては、菊田よりご説明させていただきます。

【三幸株式会社：菊田氏】

パステルアートは、どなたでも10分程で体験できるパステルというチョーク状の物を粉状にして、指等で使って絵を描くのですが、子どもから高齢者まで楽しむことができます。また、絵を描くことで気持ちが少し前向きになったり、脳の血流が良くなり活性化したりします。さらに、親子での会話や色々な方とのコミュニケーションが取れるという利点もあります。

【三幸株式会社：江澤氏】

センターでは色々な方が来館されていますので、地域の情報を求めて来られる新規住民のお母さんなどにパステルアートに参加していただき、市民活動にも取り込んでいきたいと思います。私からは以上となります。

【白石会長】

現在の自主計画について、何か提案や意見はありますか。

【川口委員】

新しい取り組みは良いと思います。ただ、前回も話をさせていただいたのですが、来館される方が増えれば、駐車場の問題が必ず出てくると思いますので、その点についてご検討をいただきたいと思います。

【白石会長】

駐車場の件については、どうなっていますか。

【市民活動支援課：大岩主幹】

駐車場については予算を確保して、木更津駅前西口駐車場の無料駐車券を指定管理者に渡しています。センター登録団体の方は、センター駐車場が満車時には同駐車場に駐車してもらい、申し出ていただければ駐車券を渡せるようにしています。

【三幸株式会社：江澤氏】

補足ですが、現在はセンター登録団体のみに配布としていますので、自主事業参加者への配付はできません。

【白石会長】

他に何かありますか。

【長谷川委員】

2点あるのですが、まず1点目は、平成29年度と比較して、来館者がかなり増加していると思うのですが、この増加した来館者は新規の方ですか、それともリピーターの方ですか。広報についても新規の方とリピーターの方で方法が異なってくるとはと思いますが、どのように考えているのでしょうか。

2点目ですが、先ほど登録団体が100件になる見込みということでしたが、休眠団体はどの程度ありますか。

【三幸株式会社：江澤氏】

来館者についてはリピーターが大変多くなっています。ただ、平成30年度の初めから少しずつ新規の来館者が増えて、そこから口コミで利用者が増えました。特に多いのは学生と、センターの環境が良いという理由から、親子連れが多くなっています。

今後の広報としては、新規の来館者も呼びたいと考えていますが、今いるお客さんが市民活動というよりは施設を利用したいという方が多いので、そのような方と登録団体をどうマッチングさせていくかというのが大きな課題だと感じています。

休眠団体については把握しているもので3団体あります。また、今年度12月まで一度も来館しなかったのが15団体あります。

【湯谷委員】

今年のカテゴリー別の団体交流会はどのようなカテゴリーを想定していますか。

【三幸株式会社：江澤氏】

31年度は未定ですが、今年度は福祉の団体を対象としまして、木更津介護施設等で人材が不足しているのは地域の課題であると思いましたので、産業創業支援センターよりご紹介をいただき、離職率の低い介護事業所を招き交流会を実施しました。また、木更津市でも外国人就労者の受入れが始まると思いますので、その点も含めた交流会としました。

【白石会長】

他に何かありますか。

鶴岡委員はいかがですか。

【鶴岡委員】

先ほど産業創業支援センターの話がありましたが、同センターの目的は最終的には事業者が売り上げをあげることで、市民活動支援センターとは少し異なるのですが、事業を進めていくなかで市民活動団体と協力しながら木更津市を活性化していきたいと考えておりますので、今後も両センターで連携していきたいと思います。

【白石会長】

それでは次に「(3) 平成30年度第2回運営協議会での報告事項について」に移りたいと思います。

事務局よりご説明をお願いします。

【市民活動支援課：北見主任主事】

これについては、第1回運営協議会の際に加納委員より市民活動を市としてのどの程度考えているのかという質問がありましたが、第2回運営協議会の際に加納委員がご欠席されたため、この場にてご報告させていただきます。

市としての財政的支援としては、協働のまちづくり活動支援事業で市民活動団体に対して補助金を交付しています。この補助金は、資金面で成長しきれていない団体の支援、また、成熟している団体でもこの補助金を活用することで更なるステップアップをしていただくことを目的としています。

次に、市の内部で市民活動を進めていくなかで、地域の課題を市民活動支援課だけで解決していくことは困難ということで、課題に対する担当部署と情報共有を図り庁内内部で横の連携が取れる組織づくりを進めております。市として市民活動をどのように考えるかなどの指針や計画等が必要になってきた際には、当組織で協議し、検討していくことが必要になっていくと考えております。ただ設立については未定で、この場では進捗状況のご報告とさせていただきます。

【白石会長】

それでは、まだ正式に発足したわけではないのですか。

【市民活動支援課：大岩主幹】

はい。まだ正式には決まっていません。

市民活動支援課は地域自治も所管しておりまして、まちづくり協議会という地域の連携組織の立ち上げ、運営補助なども行っています。市長マニフェストの中には、市民活動の活性化とまちづくり協議会の立ち上げがありますので、それらを協議できるような組織を関連する部と検討しているところです。

また、計画については千葉県では既に作成されており、これからはそのような計画が必要になっていくのではないかと感じております。県の計画を研究しながら作成を考える必要がありますので、その際には皆様のご意見を頂戴したいと思っております。

【白石会長】

加納委員いかがですか。

【加納委員】

市民活動団体の支援は、行政の施策としてはとても進んでいて、受ける市民側に課題があることもあります。私の提言は、行政と市民活動団体の市民活動の最終的な成果や目的を見ていただきたいという意味でしたので、話が進んでいてとても素晴らしいと感じました。

【川口委員】

行政の計画の中に地域が中心や主体となってというような文言が出てきているなかで、市民活動団体だけでなく、区長等を含めたまちづくり協議会という地域が一体となってひとつの成果に向けて動き出す方向になるのではないかと思います。

また、市内部でも横の連携を取るというお話でしたので、とても良いと思います。

【白石会長】

続きまして、ボランティアコーディネーターの養成講座について指定管理者からご説明をお願いします。

【三幸株式会社：江澤氏】

はい、加納委員を講師としてボランティアコーディネーター養成講座を予定しております。対象を市民活動団体の代表者向けに、市民活動とは何なのかというところから始め、現在の活動がリスクマネジメントを含め適正に運営され

ているのかということを改めて見つめ直していただく機会にしてもらえれば良いと思っております。また、この養成講座を3日間受講していただくことで、市民活動団体間の架け橋となれるような人材育成ができればと思っております。

【白石会長】

ありがとうございます。

加納委員、指定管理者の皆さまよろしくお願いします。

続きまして、行政ポイントについて事務局よりご説明をお願いします。

【市民活動支援課：北見主任主事】

はい、それではご説明させていただきます。

この行政ポイント制度は平成31年度開始を予定しています。

行政ポイントとは、現在アクアコインという地域通貨が市内で運用が開始されていますが、そのアクアコインを使用する際の専用アプリの中に、ポイント制度を組み込み、アクアコインと併用ができるようにした、ICTを活用した制度となります。

行政ポイントをどのようなものに付与するかという点ですが、こちらは市民等が市で定めた事業に参加した際にポイントを付与する予定です。

また、ポイントの価値については、アクアコインは1アクアコイン＝1円となっており、行政ポイントについても1ポイント＝1円を予定しております。

ポイントの付与方法ですが、基本的にはICTを活用するという市の方針がありますので、スマートフォンを活用してQRコードを読み込んでもらうとアクアコイン専用アプリの中にポイントが付与されるような仕組みを考えております。また、原則はスマートフォンでの付与を考えておりますが、スマートフォンを所持していない方につきましても紙媒体での行政ポイントの付与も検討しております。こちらについては、対象事業毎にポイントを付与して、貯まったポイントにより商品との交換をできるような仕組みを考えております。

行政ポイントの対象事業については、市が主催するセミナーなど、市が推進する事業に参加していただいた方にポイントを付与することを検討しております。推進事業の基準については、市の基本計画の中から抜粋していこうと考えています。説明は以上となります。

【白石会長】

このようなシステムについて、市民活動団体としてはどうでしょうか。

加納委員はどう思いますか。

【加納委員】

市民活動の促進や、参加する動機に繋がると思います。

また、有償ボランティアは定着しているものであり、さらにポイントが地域内で使用されるとのことでしたので、とても有意義なものだと思います。

【白石会長】

ありがとうございます。

私からは、手続きはあまり複雑ではない方が良いと思います。

【川口委員】

私もそう思います。アクアコインを活用したポイント制度はとても良い仕組みだと思います。

ただ、実際に市民活動を行っていると、木更津市の課題はいかに地域のボランティアを行う人間を増やすかということです。そうすると地域に多くいる高齢者に参加を促すとなったときに、この制度はスマートフォンなどに慣れていない方にとっては使いにくそうだと感じました。行政ポイントの恩恵を受ける人と受けない人の差が出そうな気もするのでご配慮いただきたいと思います。

【地曳市民部長】

まずアクアコインは、コインを購入していただき、スマートフォンにチャージをして市内に約400店ある加盟店での支払に使用できる仕組みになっており、地域通貨として市内を循環させるという目的があります。

それに行政ポイントを加えることでアクアコインとの相乗効果を生み出していくということを考えております。

しかし川口委員が仰られたとおり、使い辛さを感じている市民の方もいると伺っています。NHKの番組で本市のアクアコインが取り上げられたのですが、便利だと感じる方は比較的若い方が多く、高齢者など便利だと感じるまでに至らない方もおり、そのような課題を解決してこの制度を定着させていかなければ一部の方に恩恵が偏りかねないと感じております。

同番組では10月の消費増税に向けて、電子決済を推進する自治体への支援を政府が行うことを考えていることに対して、木更津市が先進的に取り組んでいるというものでした。

木更津市の取り組みとしては、アクアコインを使用して支払いをすると、5%のポイントが付与し、チャージ時にも3%のポイントが付与するので、合計すると8%が付与される仕組みになっています。これもあくまでも、アプリを使用されている方のみが恩恵を受けるようになっていますので、これをどう克服する

かということが課題だと認識しております。

【白石会長】

現在、高齢者の方もスマートフォンは持っていますが、アプリのダウンロードの仕方が分からない方が多いので、高齢者を集めてアクアコインのアプリをダウンロードしてあげるなど工夫をすれば普及するのではないかと思います。

【川口委員】

現在ある健康マイレージもポイントに移行するのですか。

ボランティアを増やすという観点からポイントを考えると、現在ある健康マイレージなどのポイントも移行していただけると便利なのではないかと思います。

【地曳市民部長】

すぐではないですが、将来的には移行することも考えております。

【市民活動支援課：大岩主幹】

ICT 推進の計画のなかでは、アクアコイン・自治体専用アプリ・議事録作成システム等を活用した事務の簡素化が３本柱になっております。現在、アクアコインが先行していますが、自治体専用アプリの作成も行っております。このアプリは防災無線が聞こえづらい人へのプッシュ通知をするなど、アプリならではの利点もありますので、市民の皆さまにもできればスマートフォンに移行していただければと考えております。

また、ポイント付与の仕方等でアイディア、意見等を皆さま方からいただければと思います。

【湯谷委員】

行政ポイントは、現在チャージすると付与されるポイントと同じものですか、それとも別物ですか。

【市民活動支援課：大岩主幹】

行政ポイントは、現在付与されているポイントとは別物になります。

また事務的観点からも、現在付与されているポイントと行政ポイントが各々表示されるような仕組みにしようと考えております。

【湯谷委員】

分かりました。

お金以外の何かの対価としてもらえるポイントはその人のモチベーションにも繋がるので、行政ポイントが別に表示されることは良いと思います。

【長谷川委員】

市の中で、アクアコインは産業振興課、ICT・アプリは情報政策課、行政ポイントは市民活動支援課ということですが、課の横断的な会議を行うのでしょうか。

【市民活動支援課：大岩主幹】

はい。定期的に情報政策課から各課へ進捗状況の確認などをしております。

【長谷川委員】

ありがとうございます。

若い方たちは地域内で消費をしないと言われているなかで、地域通貨として地域内での消費を促すという点でとても良いと思います。また、市民活動の入り口としても行政ポイントがあり、若い方たちが地域活動に参加するきっかけとなるのではと思います。

【平野委員】

市の事業はたくさんありますが、委託している事業に参加しているボランティアや実費負担で行っている事業などにもポイントは付与してもらえるのでしょうか。

【市民活動支援課：大岩主幹】

現在、所管課を通して事業のヒアリングを行っておりまして、法令等を考慮しながらポイント付与をできる事業の検討を行っています。

【平野委員】

復興支援ということで、被災地の温泉に行くということも支援と言うこともあるので、その点も検討が必要かと思います。

【白石会長】

定義が難しいものもありますので、検討を重ねていただきたいと思います。
皆さま、他に何かございますか。

なさそうですので、本日の議事を終了させていただき、進行を事務局へお返しさせていただきます。

【市民活動支援課：石井課長】

皆さま、本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。

今後の運営に反映させていきたいと思います。

それでは以上を持ちまして、第3回の協議会を終了させていただきます。